

公益財団法人結核予防会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程細則

(総則)

第1条 この細則は、公益財団法人結核予防会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「規程」という）の円滑な運用を図るため定めるものである。

(役員手当支給率の算出)

第2条 規程第6条による役員手当の支給率は、前年度において職員に支給した夏季賞与月数と年末賞与月数を加えて12分の1を乗じた月数を支給率とする。（支給率は、小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り捨てとする。）なお、当該支給額は月額基本報酬の100分の50を超えることはできない。

(役員手当の算出)

第3条 役員手当は、規程第5条による月額基本報酬に前条の支給率を乗じて算出するものとする。

(更改等)

第4条 役員手当は、第2条の算出方法及び経営状況等を鑑みて評議員会で決定し、毎年1回、4月15日付けで更改し月額支給とする。

(報酬区分)

第5条 規程第4条第2項の役員報酬と職務報酬の区分については別表1のとおりとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程細則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程細則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則（平成24年2月23日理事会、結予規発第4号）

この細則は、平成24年2月23日に施行し、平成24年4月15日から適用する。

附則（平成26年8月28日理事会、結予規発第12号）

この細則は、平成26年9月4日に施行し、平成26年10月1日から適用する。

附則（令和4年3月10日理事会、結予規発第8号）

この細則は、令和4年3月10日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月10日理事会、結予規発第8号）

この細則は、令和4年3月10日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和5年2月2日評議員会、令和5年結予規発第1号）

この細則は、令和5年2月2日に施行し、令和5年2月2日から適用する。

《別表1》

(月額基本報酬の区分)

	役職等名	役員報酬額	職務報酬額
①	代表理事（理事長）	1,124,700円（100%）	0円（0%）
②	代表理事	1,045,400円（100%）	0円（0%）
③	専務理事	972,900円（100%）	0円（0%）
④	常務理事	886,800円（100%）	0円（0%）
⑤	病院長である理事	57,500円（5.5%）	987,900円（94.5%）
⑥	所属長である理事	53,500円（5.5%）	918,800円（94.5%）
⑦	上記以外の常勤理事	75,700円（10.6%）	638,900円（89.4%）

(役位手当の区分)

役位手当は経営状況により変動するため、役員報酬と職務報酬を区分する際は、上記の割合を用いて区分を算出する。

(医師調整手当の区分)

医師である常勤役員に支給される医師調整手当については、役員報酬と職務報酬を区分する際は、月額基本報酬と同率の割合を用いて区分を算出する。

《参考》

- *①代表理事（理事長）、②代表理事、③専務理事、④常務理事は100%役員報酬とする。
- *⑤病院長、⑥所属長は1ヶ月のうち8.75時間（理事会出席及び議案作成等相当時間《1日=7.5h》評議員会《年間2日×7.5h/12m》）を理事業務として、給与規程の1ヶ月所定労働時間である158時間で割合を算出。（≒5.5%）
- *⑦上記以外の常勤理事は1ヶ月、16.75時間（1.理事会出席及び議案作成等相当時間《1日=7.5h》2.評議員会《年間2日×7.5h/12m》）3.幹部会出席及び資料作成《2h×4日》）を理事業務として上記と同様に計算（≒10.6%）